

岩手県告示第561号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨奥州市長から次のとおり通知があった。

令和2年9月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 奥州市内
- 2 公共測量を実施する期間 令和2年8月6日から同年12月14日まで
- 3 実施する公共測量の種類 地図情報レベル2500数値地形図修正